

神戸市個人情報保護審議会 第3回制度審議部会 議事要旨

1. 日 時 令和4年2月7日(月) 14時00分～16時00分
2. 場 所 神戸市役所4号館(危機管理センター) 本部員会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員(敬称略・五十音順)
荒川雅行、柴田眞里、高野一彦、玉置久、中川丈久、灘本明代、西村裕三
 - (2) 事務局の職員
市長室担当部長 ほか
 - (3) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ① 条例にあつて改正法にない規定の検討
5. 議事要旨
 - (1) 審議
 - ① 条例にあつて改正法にない規定の検討
事務局から、審議会資料(資料1)に基づき「8 通知書に非開示事由に該当しなくなる時期の明示することについて」説明がなされた。

○委 員 非開示事由に該当しなくなる時期が、明示できる場合は、あらかじめそれを明示しないとイケないということを条例は求めているが、新法の方には、そういう規定はない。この規定の意味というのは、開示請求をしている人に対して、丁寧に対応すると言うか、知りたい情報がもし開示できるのであれば、時期をあらかじめ示してあげるといふ配慮がなされている。ただ、前回の会議で、委員会の方が法律と条例で規定に違いがある場合、できるだけ法律の方に揃えるようにという、プレッシャーのようなものを感じたが、この場合、特別に条例がこういう規定を置いているが、それは大丈夫か。

○事 務 局 事務手続き的な範囲ということになれば、可能な範囲だと思う。

○委 員 そういうことであれば、開示請求者の権利保障にもなる規定なので、残したらどうかと思うが、いかがか。

○委 員 この時期を明示できるケースというのは、条例第16条に非開示の事由が書かれているが、どういったケースが考えられるか。

○事 務 局 おそらく非開示事由の中でも、例えば、第3者の情報については、それが開示に転じるということは、まずありえない。したがって、事務事業の関係というか、実施機関で、この時期までは出せないといったものが対象になってくるのかなというふうを考える。情報公開制度でも、同じような規定が条例にある。情報公開制度でいえば、例えば、指定管理者の指定の審議というのがある。情報公開制度でいえば、例えば、指定管理者の指定の審議というのがある。それが、審議の最中は見せられないけれども、一度、それが終わっ

たタイミングでは可能であるとか。そういった事務事業的なものについては、情報公開請求では、比較的あるだろうと思うが、個人情報においては、レアなケースであろうという感じはしている。

- 委員 非常にレアなケースで、あんまり想定できないかもしれないが、しかし、残して法律の抵触とか考慮する必要がないのであればどうするか。残すか。
- 委員 それでは、この規定は残すということで処理したい。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「9 みなし非開示決定について」説明がなされた。

- 委員 法律の84条のようなものを置けば、条例の19条6項はいらないということもあり得るというふうに理解したが。
- 事務局 条例では、法定期限ということで、15日を超えたら次は30日という形で終わりがある。ただ、改正法では独自で実施機関が定めた期限が最後の期限という形になるので、そういった意味においては、みなし規定を残すのは法的にどうなのかなとそういった思いはある。
- 委員 条例に19条5項はあることを前提として、そのうえで法律の84条みたいなものも条例に入れるということか。
- 事務局 条例は入れずに、開示決定の延長の部分については、改正法に引き上げられて、適用されることになる。
- 委員 残りが条例19条6項ということ。別に6項はあってもなくてもいいというか、法律・法令はたまにこういうみなし拒否規定というのを置いているが、だから便利になっているという訳でもない。争い方はどちらでも一緒なので。19条6項はなくても差支えないと思う。
- 委員 条例と法律の違いというのは、現行の条例では45日という期限がある。
- 委員 はっきりしている。45日を超えたら審査請求が明らかにできるということになるから。
- 委員 ところが、法律の方は相当な期間内とか、行政サイドに広く認めるという、そういう姿勢である。確かに、大量の請求などを想定しているので、大量請求されたような場合に、一定の部分を先に開示して、残りについては相当期間内に決定すればいいという、非常に行政サイドとしてはやりやすいことだと思うが。そういう規定があれば、もう現行条例のような期限を設ける必要はないんじゃないか、行政は法律のような制度の方が。大量請求というのは、色々なケースがあるが、そういうものに対応するためには、こういう法律のような規定の方が、柔軟に対応できることは確かだと思うが、どうか。
- 委員 そうすると、結論は、19条の6項等については残す必要はないと、そういう形で19条6項以下の規定は、残さないというのでよろしいか。
- 委員 いいと思う。
- 委員 この規定については、残さないという形にしたいと思う。法律に合わせるということで。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「10 開示時の本人確認について」説明がなされた。

- 委員 員の 他の開示の仕組みでは、開示の際の個人情報の本人確認の定めが現にあるのかどうか。何か似た制度で、開示をする際にも本人確認の制度が残るような類似の制度がもしあれば残してもいいし、そうでなければ、どう考えるかなと思ったが、特に似た制度はなかったか。
- 事務局 局 個人情報の開示請求制度についての請求者の本人確認についてということから、他法令で現行のような開示請求に対しての本人確認が規定されているものではないので、この点でご審議いただきたいと思っている。
- 委員 員 特に他の制度との関係がないと考えると、窓口に来た人が誰か確認する局面があるとすると、別にあっても構わないのかなと思う。ただ、廃止であれば、それはそれで私自身は構わない。
- 委員 員 今回の改正法が、8土業に限定していなくて、本人の委任に基づいて、代理人であれば受け付けることになると思うが、そうすると、条例の中の8土業に限定している部分は削除することになるのか。
- 事務局 局 この部分についても、全て改正法に引き上げられて適用を受けるという形になる。したがって、今現在の8土業ではなく、本人の委任に基づく代理という形で受けていくことになる。
- 委員 員 そうすると、提出される本人確認書類というのは、親権者であったり、委任状があったり、それを確認するということになるのか。
- 事務局 局 今現在、どういった形で本人確認をしているかという、例えば、親権者の方であれば、戸籍謄本等で確認をするし、加えて、窓口に来られた方のご本人確認ということで、運転免許証等、顔写真がついているものであれば1点、顔写真がない証明については、2点で確認をさせていただいている。
- 委員 員 その確認した書類は、受け取る訳ではなくって、そのまま本人が持ち帰る。
- 事務局 局 運転免許証は番号を控える程度である。ただ、戸籍謄本については、写しをいただいて、それを実施機関に回付するという形を取っている。
- 委員 員 仮に、任意の代理人を認めた場合、代理を委任しましたという書面が、真真正なものかという問題がある。これまで、この個人情報ではやってないと思うが。他の場面で、どんなふうなことをするのかというのは、想像はつくのか。
- 事務局 局 ここの規定の関係は、改正法では、おそらく下の方の例規でもって規定されるかと思うが、実際に委任状+ご本人確認の書類をセットで確認するという形になるかと思う。
- 委員 員 本人に電話をして確認するとか、委任されてきた人の本人確認、あと委任された側、情報の本人が本当に委任したのかというのは、チェックしないと、いやそんなの委任していないというトラブルはあり得るし、DVの関係でかぎ回っているということもあるので、そこら辺は、どうやって対処するのか。それは土業であっても同じかもしれないが。
- 事務局 局 そのあたりは、運用でどういう形でしていくのかというのは、当然検討しな

ければならないところだと思う。例えば、相手方の方に通知をすとか、何かそういったことが必要なかどうか、そういったことも含めて、やはり慎重を期さないといけない部分だと思っている。

- 委員 そうすると、法律が本人の委任に基づく代理人というのを広く認めているのは、従来の行政機関個人情報保護法がそうだったからということで。
- 事務局 これについては、制度が拡大した部分だと思う。
- 委員 どこまでこと細かであったかは覚えていないが、とにかく条文があつて、それが情報公開法との違いだとか、さらに議論した気がする。そのとき、そんなものなくても本人確認するに決まっているだろうと議論した記憶があるから、あつたはずだと思うが。
- 事務局 おそらく任意代理というのは、行政機関法ではなかったような。
- 委員 民間企業にする個人情報本人開示請求の場合とそろえるという。
- 事務局 拡大したという。
- 委員 そうすると、本当に真正の代理、委任状なのかということはどうチェックするかは、各自治体の規則制定等に委ねられているというふうに理解してよろしいか。それとも、国が決めてしまうということなのか。
- 事務局 一定のところまでは、国としてガイドライン的なものの中で、どういったものの提示を求めるであるとか、そういったことは出てくる。今回の部分については、それを国の方では、請求段階だけで、開示をする際、正に個人情報を提示しようとする際には、本人確認は規定がない。ただ、条例の中では、2回チェックするという形になっているので、その点については、厳格に、念には念をとという形で運用しているのが実情である。ただ、遠方の方が郵送で送ってこられた場合、この場合は、同じものが来るという形になるので、今の運用上、遠方から送って来られる場合は、逆に写しの交付先の確認をする意味で、本人確認に加えて住民票を付けていただいていると、そういった状況である。
- 委員 この辺りは、個人情報の有効利用とは関係のない話なので、本人か確認しているだけの話、本来のやるべきことなので、条例で色々やってもいいと思う。いずれにしても、細かい辺りは条例には書かずに、条例というか掲げるのも規則に落としていかなければいけない話。国はどのような本人確認をするか、例えば2回するのか、国自身はどうするのかは、施行規則でも定めるのか。
- 事務局 本人確認の部分については、政令等、そういった書類を提示するか、そういったものが行政機関法でもあつたかと思う。ただ、1度か2度かとかいうことについては、改正法では1回、請求段階だけになっている。
- 委員 政令ができた場合、自治体でも自動的に適用されるということになるのか。
- 事務局 その部分については、どういった書類でチェックするかという部分の取り決めになるので、その例に倣ってやっついていかなければいけないことになる。
- 委員 政令自体は、直接こちらに適用される。
- 事務局 されることになるので、本人確認の書類としては、こういったものという形

で、示されるパターンに則り、おそらく今と同じだと思うが、2回目、決定時の段階で、そういった政令で定められているかということ、それはないと。

- 委員 それをこちらで勝手に付け加える分は。
- 事務局 特段問題はない。
- 委員 であれば、政令で、具体的な本人確認とか、委任状の正しさとか、いずれにしても国が決めてしまって、こちらに適用があるので、残るは、さらに加えて、2回目確認するのかということや、それを自治体でどう定めるかということだけということと理解してよいか。
- 事務局 はい。
- 委員 開示請求に対応するための神戸市としての手引きというか、内規というのは多分あるかと思うが、そこでは確か書いてあるかと。ということは、根拠規定で、条文は条例の方に残しておいて、手引きとか手続きをより具体的に条例以外のところで書いてなど、そういったやり方をされていたのか。
- 事務局 はい。
- 委員 これがあることには意味があるというふうに考えてよろしかったか。
- 事務局 決定は15日以内に行うということになっている。一度、お会いして、初めてお会いした方を15日後あるいは3週間後にお会いした時に、確実にこの方だったなという形で、担当者も複数いるので、1回目に会った担当者が、同じくその担当者が対応する訳ではないので、その意味においては、本人確認というのは、今の現行条例では、意味のある規定であるというふうに思う。
- 委員 本人開示を前提としている制度だから、本人以外の人に開示してはいけない。だから、なりすましのようものを防止しないといけないという観点で、本人確認の手続きが求められている。そして、新法と条例の違いとしては、まず、委任足りえる者の範囲が違くと。法律の方は、任意代理人の範囲が非常に広がっており、条例の方は、いわゆる8士業に限定していたと。更には、確認を求める手続きについて、条例の方は、開示請求の段階に加えて、開示の段階についても求めていると。従って、本人確認の制度について、本人確認を慎重に進める手続きについては、条例の方が慎重な規定を設けていると評価できるかと思う。実際には、国の施行規則等で具体的に定められるもので、それに従う必要がある可能性は出てくるが、現行条例の規定を残すことに意味合いがあるかと思うが、いかがか。
- 委員 これ、当たり前すぎて、そりゃそうだという結論だと思う。
- 委員 それでは、この規定は残すという形にさせていただく。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「11 簡易な開示について」説明がなされた。

- 委員 809件と教育委員会の高等学校等における入試結果等についての開示だが、これは本人に開示するというか。

- 事務局 本人が検証の意味で求めてこられることがある。
- 委員 入試結果は送られてきたり、番号を掲示されたりするが、その通知以外に問合せがあるということか。
- 事務局 入試の合否だけでなく、各教科別の得点などをお知りになりたい場合。実際に何点だったかということを確認したいというときに請求されるというケースである。
- 委員 これは、口頭で聞くことを想定しているのか。生徒が誰に聞くのか。高校に行って、先生に私何点ですかと聞くのか。
- 事務局 教育委員会事務局が窓口になるので、そこで提示することになる。
- 委員 これが無くなると、口頭で開示請求はできるけれども、書面で出すということか。
- 事務局 そうなると、自己情報開示請求、行政処分で開示決定するという流れになるので、15日の決定期間を頂きながら対応するということになる。
- 委員 時間がかかるということか。
- 事務局 はい。
- 委員 よく問題になるのが、親権者または代理人が本人に代わって学校の成績を開示請求して、プライバシーの権利の侵害ということが問題になるが、本人以外の方の請求は受け付けるのか。
- 事務局 簡易な開示は、先ほど申し上げた開示請求権とは別の動きになるので、この21条を受けて、簡易な開示という手続きをどうするのかを教育委員会事務局が定めて、それで対処するということになる。
- 委員 こういふのは例外を作るのは構わないのか。国立大学もそうしていると思うが、いちいち自己情報開示請求ではなくて、成績開示請求にすれば。個人情報保護法を使うなというか。独法もそうですけれども。そうになっていたと思うが。それと同じような意味か。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 そういふ例外を作ることは改正法の趣旨には反しない。
- 事務局 改正法では、開示請求権そのもの自体が、重要な法律関係に対処するということになっているので、書面のない対応というのは開示請求権にそぐわないという考えに立っている。
- 委員 書面がないことが問題なのか、それとも例外を作ることが問題なのか。
- 事務局 口頭による開示請求は改正法にはなじまない。
- 委員 ということは、これを書面にすればいいわけか。
- 事務局 書面であったとした場合は、そこまでは、個人情報保護委員会の見解を聞いていない。
- 委員 そこが重要で、個人情報保護法を使わないで、簡易な方法で、つまり定型的方法で書面を使って、自己情報をお知らせしますという制度を別途作ることを禁止しているということなのか、それとも、それは作っていいんだけども根拠規定を置けということなのか。後者は十分いいんじゃないかなと思う。簡易というのは口頭ではなくて、書面がいいと思うが。訂正請求ま

でするのであれば、個人情報保護法に乗せ直さなければいけないが、ただ知りたいというのであれば、このような制度があつていいんじゃないかなと思う。定型的な制度がないと、誰もハッピーではないという気がする。行政も大変、開示請求者も大変、何のためにやっているのという。これは、改正個人情報保護法の趣旨には全く反しないと思うが。

- 事務局 書面でもって簡易な開示が可能かどうかは確認したいと思う。
- 委員 私も同じ意見だが、開示請求権と分けて、69条2項1号の本人の同意があるとき、本人に提供するときを根拠とした、条例21条のようにすればいいのではないかなと思うが、本人じゃなきゃダメなので、その点を担保されているか。本人のみとされているのであれば、それで担保できているのであればいいが。
- 事務局 69条第2項1号については、本人のみとなっている。
- 委員 口頭ということは本人が教育委員会に出ないといけないのか。
- 事務局 窓口に来ての話になる。
- 委員 うちのロースクールでも成績開示をやっているが、メールでやっている。メールとかでも書面ということではなくて、あくまでも本人が出頭ということ。
- 事務局 はい。
- 委員 法令との比較で考えたときに、69条で言っている本人に提供するときというのは、開示の仕方については何も書いていないので、条例で言う簡易開示と読み込むというか少し拡大解釈しているということか。
- 事務局 手続的なことについては、この規定を用いてということになれば、一定の標準的なスタイル、こういったものが必要になってくるかなと思う。本人に提供するということはいろいろなパターンがあるが、簡易な開示に適合するものについては、こういった手続を経てとか、そういったことを整えるということとは十分あり得る。
- 委員 法律の規定ではなく、施行規則を定める必要はあるということか。
- 事務局 規則とまでいなくても、ある程度の内規的なもの、そういったものを作るということは、標準スタイルとしてあり得ると思う。
- 委員 書面による場合は、簡易な開示が認められるかどうかということはあるが、結論は先送りにしたい。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「12 訂正請求時の証明資料の提出について」説明がなされた。

- 委員 現在の実務としては、事実合致することを証明する資料を提出されているのか。
- 事務局 はい。訂正請求自体は非常に少ないケースだが、書類を出していただくといったことは、過去にはあった。
- 委員 例えば、こういう議事録があるけれども、私はこういう発言はしていないの

で消してくれというのも、訂正請求になる。

- 事務局 はい。
- 委員 その場合、あった、なかったことの証明なんてできないと思うが、そういう場合は、どのように受付けているのか。この資料の提出はないということになるのか。
- 事務局 今まで、そういった議事録の訂正請求というものを、受けたことがないのが実情である。
- 委員 一般的にはあり得る。行政の資料を見ると、何か書いてあるが、私はそこに居なかったとか、こういうことは書いてなかったとかというトラブルがあり得る。一般的な例で言うと、ケース記録を自分が開示請求をしてみると、あれこれと書いてあって、私そんな発言していないとか言って、訂正請求が出てきた場合、本人が発言していないことが事実と合致することを証明する資料なんて本人にはない。本人の記憶でしかない。その場合でも、証拠資料は提出しなくても、請求は受付けて、不服申立てがあれば、そのまま審査請求の審査をしていると考えてよいか。
- 事務局 今まで、しなければならぬという義務規定を条例上設けているので、必ず提出を求めるというスタンスではいるが、今まで、議事録の訂正といったそのもの自体が受けたことがないというのが実態で、特に問題になっていなかったというのが実情である。
- 委員 これを運用しているということは、23条2項の資料の提出がなかったということで、開示請求そのものを却下するということもあり得るといことになるのか。
- 事務局 現行の条例では、やはり受付の段階で、書類が整っていないということで、受付はなかなか難しい。
- 委員 そうすると、これは結局、そういう資料があることも、ないこともあって、むしろ行政の側で、何でこんなことが書いてあるんだということを問い詰めていくと、行政の方が、はっきりしていなかったということも、想定としてはあり得る。となると、今の23条2項は少し厳しすぎるということになる。訂正請求者は、なぜそれが事実と合致しないと考える理由を示してくればいいわけで、資料まで提出させるというのは、議事録とかであれば、行政がテープを持っているはずだとか、どちらにどういう証拠があるかは、ものによって違うので、一方的に開示請求者に立証責任を負わせるのは、行き過ぎだということになる。
- 事務局 おそらく議事録等の訂正については、実施機関と当事者の間で、任意で、色々なやり取りの中で、実施機関が認めたらその都度、訂正というのが、この制度外であるのかなという感じがする。ただ、こういった制度内ということになれば、先程申し上げたような、客観的事実というのが、先生のご指摘の通りと思う。そういった中で、今回、条例では義務規定として、規定されていた内容ではあるが、今後は、改正法の中で、思慮するときということで、訂正請求書の中で、明らかにしていただくと、そういう形になっていくのか

なという感じはしている。

- 委員 難しい問題で、訂正請求書の中にかかれている内容が事実かどうかで、これ実務的には大変だ。どうやって、正しいかどうか判断していくのかは、難しい問題だと思いながら拝見していたが、例えば、学校の成績とか内申書とかが違うから訂正してくれっていう、そのようなケースも考えられると思うが、実務的には大丈夫なのか。
- 事務局 教員が教員の判断でもって評価する、その点については、客観的というよりも、教員の主観的な判断であるので、ここでいう訂正請求の対象になるかという、それは難しいという考え方に立っている。事実というよりも、これは、評価といった例であるので、訂正請求にはなじまないと思う。
- 委員 私も、国の法律に合わせるということについては、その意見である。
- 委員 条例から、今回法になって、法の趣旨はとりあえず入口の要件として、資料まで求めることは許さないということだから、それ自体はそれでいいのかなとは思っている。ただ、実際に訂正請求をした結果、どうなるかについては、やはり、その事案ごとに、どこにどういう資料があつて、認められるかどうかという問題は別途だろうが、これはあくまでも、請求ができるかどうかの議論、受付さえしないということだったのが、それはだめですよということなので、削除なのかなとは思っている。国もおそらく、実際問題訂正を認める際には、それなりの資料を検討してということになるのだろうから、それは別の問題かなと思う。
- 委員 なかなか難しい問題だが、条文上、証明する資料ということで、その証明という言葉が使われているので、立証責任を非常に厳格に解すると非常に難しい問題が出て来るような気がする。普通、立証責任と言ったときに、一方が一応の説明責任を果たせば、立証責任は転換するといったことをよく言う。それで、結局、証拠の優劣で決まるというのが、実際ではないかと思うのだが、そういったことを前提とすれば、あまりこの証明という言葉は厳格に解して、一方的に立証責任を課しているというふうに解釈しなくてもいいような気はする。しかし、この個人情報保護委員会の考え方では、立証責任を課していると、一方的に課しているということで不適切だということに指摘されているので、そうであるなら、もう削除してもいいような気がする。
- 委員 条文からは削除して、運用の規則の中で、事実であれば削除するという手続きを書くという方法もあるかもしれない。
- 委員 やらないといけないというか、望ましい姿と、それに対してどう到達するかというのは別物の話のように思って、今回の場合は、訂正内容が正しいということ担保したいのが目的だろうが、法律では全然違う。正しいことじゃなくて、出す者が証明する資料を持って来いということで、その人が証明できないこともあるという意味で、やり方と望ましい姿は違う。条例の立ち位置が、明らかに条例で書くとおかしくなるということで、取っていいんじゃないかなと思う。ただ、運用はきっちりやっていただけたらいいと思う。

○委員 員 では、ここでもう結論を出してもいいということであれば、削除ということで、まとめてよろしいか。この規定は削除するということにしたいと思う。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「13 出資法人の講ずべき措置について」説明がなされた。

○委員 員 平成17年以降は、個人情報保護法の適用を受けているのは、普通の法人としてということだから、市の出資法人は市の出資が50%以上だが、別に10%であっても、5%であっても、個人情報保護法の対象である。地方独立行政法人は、今回の改正法では、第5章が適用されるのか。

○事務局 地方独立行政法人については、神戸市でいえば、市民病院機構、看護大学、神戸市外国語大学、この3団体がある。地方独立行政法人に対しては、今までは、現行条例の中では、実施機関の一つとして、一応位置づけられて、条例の枠の中でまわってきた。改正法になると、地方独立行政法人と言うのが、例えば、大学の研究機関を考えたときに、私立のそういう研究機関と兼ね合いがでてくるので、そういった意味において、地方独立行政法人については、第4章が大方かかる形になる。4章がかかるが、行政機関の規律の中で、開示請求権、個人情報ファイル簿の公表、匿名加工情報の提供制度、この3つの規定については、地方独立行政法人にも課されるという、二重にかかってくる、そういう形になっている。

○委員 員 それ以外の出資法人、それ以外の法人については、関係法人については、出資の率に関わらず、第4章でということか。

○事務局 はい。

○委員 員 そうであれば、30条はいらぬというか、矛盾すると思う。

○委員 員 もう、時代錯誤的規定だと言えるのではないかと思う。新法で、規制が全く取られてしまったので、もう、この規定を置いておく必要はないのではないかと思うが。よろしいか。それでは、そういう形で処理する。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「14 市職員の人事等に関する個人情報について」説明がなされた。

○委員 員 電子計算機及び結合の制限が、規定には存しないと書かれているが、市職員の人事等に関することと電子計算機処理の結合の制限の関係がよく分からない。なくなった場合に何か問題が生じるのか。

○事務局 市の方で、11条あるいは12条の適用除外という形になっているので、そういう意味では、法令に基づく場合であるとか、審議会の意見を聞いて、手続きを経たうえで、扱わなければならないのかということ、そうではないという形になっているので、特段内部管理に関することなので、順次させていただいている、適用除外されているので。今回、改正法に引き上げられるとなった場合を考えたときに、これも改正法上、そういった規定は全くないの

で、制限を受けるといったことが、同じようにないということになるので、特段問題が生じないのではないかと思います。

- 委員 逆に、縛られてないから、結合しやすくなるというイメージか。
- 事務局 今現在と改正法とは、移行したとしても、同じような取扱い方といったようになるので、緩くもならないし、タイトにもならない。
- 委員 あまりこのところは気にしなくても大丈夫と。
- 事務局 人事管理に関する情報は、12条の適用はない。電子計算機処理するというのは、まあある話だが、他の民間と結合させるということは、考えられないところと思っている。
- 委員 個人情報ファイル簿を作成しなくてよかったか、人事に関することは。
- 事務局 対象から外れている。
- 委員 開示請求等についても、非開示情報として扱われていると。
- 事務局 今現在は請求権がないという部分だが、請求が今度可能になる。ただし、どこまで非開示にするのかというのは、支障に応じて非開示にできることになっている。
- 委員 開示請求者の中に、職員が含まれるか、含まれないかという違いを言われたが。
- 事務局 開示請求権というのが、今現在は排除されているので、もし請求があったとしても、却下という取扱いになる。改正法では、何人ということになるので、一旦は請求を受けたいうえで、開示できるところは出して、出せないところは非開示にするという、そういった判断という形になる。
- 委員 一律に排除するのではなく、支障の有無で判断する。というのが新しい法律の考え方ということか。
- 事務局 はい。
- 委員 その違いは、やっぱり法律の方に合わせた方がいいということか。
- 事務局 その辺りは、引き上げられる部分だと思っている。
- 委員 そうすると、削除するということになるかと思うが、そういう形でもよろしいか。では、そういう形にさせていただく。
- 委員 そうすると、一応14項目の検討項目は、最後までいったが、ただ、収集の制限について、事務局から直接説明があるということなので、それを伺って議論したいと思う。

事務局から、審議会資料（補足資料）に基づき「3 収集の制限について」説明がなされた。

- 委員 収集の制限というところで、項目を残すか残さないかというところで、ご審議いただきたいが、国の考え方というか、法律の考え方を説明していただいた。収集の制限というところで、条例の7条が上がっているが、この規定を残す必要があるのかどうか、ということになるが。
- 委員 今の補足を受け感じたのは、法律と条例の一番の違いは、審議会の役割に関

する考え方だと思う。これまでは、個人情報の利用について、例外的に公益上の必要性が認められる場合に、審議会が判断するという。例外的に公益上の必要性が認められるかについて、答申に向けて諮問をする。これが、審議会が一番重要な役割かと思うが、それに対して、審議会を制度全体の運用のあり方とか、そういうふうなことを審議することに専念すべきであって、個別的な事例について、公益上の必要性が認められるかという判断を逐一審議会に諮って行うということは、する必要はないという考え方。そうすると、その部分が条例の規定と抵触する部分になる。

- 委員 審議会の役割について、かなり違っているので、そういう観点からすると、7条はこのままでは措置できないかなと考えるが、法律の方に合わせて運用していくべきということになる。
- 委員 審議会の諮問についてという項目を見ると、取得の可否を判断する場合に諮問をしている例が多くみられると書いてあって、そういうことは遅延が生じるとか、ばらつきが出るということで、どちらかというところによろしくないという方向性で記載があって、新法では、無限定ではなく特に必要があると認める場合に行うことができると規定したとの説明書きになっているので、一見して7条の3項のような場合に、審議会に意見を聞いて可否を判断するということは、許す気がないというふうに読めるので、それに沿うということであれば、残すことはできないのだなと思っている。やむを得ないのかなと思う。
- 委員 明らかに審議会の役割についての考え方が、法律と条例で違うので、そうすると、法律の方に準拠して考えるしかないとする、7条についてこのまま措置できない。そういう結論でよろしいか。
- (異議なし)

事務局から、審議会資料（補足資料）に基づき「6 電子計算機結合の制限について」クラウドサービスの利用に関する対策に関して説明がなされた。

- 委員 員 4の方を読めばいいのかもしれないが、たぶん詳しく制定されているかと思う。
- 委員 員 今朝の新聞で、政府が経済安全保障で、プライベートクラウドサービスを使うという報道があった。日本企業に限定してというのを作ると発表したらしいが、資料4の15ページを見ると上から8行目くらいに、マイナンバー利用事務系の情報は、パブリッククラウドでは扱わないとある。ということは、個人情報全部ではなくてということなのか。例えば、生活保護等は、今はそもそもクラウド使っていないかもしれないが、今後は、パブリッククラウドサービスは使わないということになるのか、それとも、マイナンバー系ではないからということで、パブリックを使ってもいいのかという、どのようになる見込みかということ。もう一つはプライベートクラウドサービスと、従来みたいに、神戸市が特定の企業を指名して、入札させて、そのシステム

を構築するというのは、何が違うのかというのが、今一つわからなくて、その2点を。

- 事務局 国の方で、クラウド等、システム関係を整備する点においては、マイナンバーを利用している事務なのかどうかという線が一つある。マイナンバーを扱う事務というのは、非常に厳格に取り扱うというスタンスにたつての話になる。そこで、パブリッククラウドを使わないという指摘になっているかと思う。それが一つと。それから、企業が開発をしたパッケージソフトでも、あるいはカスタマイズして神戸市がオーダーしたもの、それらは買い取るという形になり、基幹系は、市の方が保有しているという形になる。そういったものもありながら、逆に、一つ一つを神戸市で整えていくということになれば、コスト面がかかってくると。逆に、クラウドサービスを使うメリットというのは、大きな箱の中に、他都市も入ってくるだろうが、その中で扱わせていただくとなると、ランニングコストが比較的安く抑えられるといったメリットがあるので、そういう意味では、独自で構築するよりも、安価にというか、比較的成本がかからずにできるということになる。
- 委員 ターゲットが AWS から離れようとしているように思えるのだが。結局、みんな AWS でやってしまっていて荒れていってしまうようなアメリカ手法なので、それを国産に移行して、その時のために、プライベートとかパブリックとかちょっと分けているのかなと。実際問題、結構 AWS で走っているものが多いのでどうするのかなどというのは分かってないが。
- 委員 日本のどこかでやっている。ただ、サービスの系統が AWS なので、AWS は、サーバーというか、ディスクはこっちに置いてあるかもしれないけれど、CPU はアメリカで。そこら辺がやっぱり問題なのかなと勝手に思っていたが、我々は AWS を使うときに、アメリカの CPU を使っているので、これってどうなのかなと。我々はあんまり大したことないが、それが、政府だったらどうなのかなと。
- 委員 それでは時間もきたので、本日の審議はこの程度にとどめたいと思う。第3回制度審議部会は、ここまでとさせていただきます。